174

質問第一七四号平成十八年十一月二十四日提出

秋田県警本部の連続児童殺害事件への対応に関する質問主意書

提出者

馬

淵

澄

夫

秋田県警本部の連続児童殺害事件への対応に関する質問主意書

申立てを行い、去る一一月九日、 された事件に関する秋田県警の対応については、 れているところである。しかし、 本年四月一〇日、 畠山彩香さんが遺体で発見され、 その中身を見ると、看過することができない捜査のミス、職務懈怠が散見 秋田県公安委員会より苦情処理結果通知書 豪憲さんの父である米山勝弘氏が秋田県公安委員会に苦情 続いて、近所に住む米山豪憲さんが同じく遺体で発見 (秋公委総第二八号)が回答さ

本件に関し、 国民の前に事実を開示し、 警察に対する国民の不信を取り除くために、 次の事項について質

問する。

は溺水による窒息死であると判明したものの、 た」との記述がある。 たものの、 んでした」、 秋田県公安委員会の回答には「秋田大学で女子児童の遺体を司法解剖した結果、 女子児童の自宅付近の藤琴川の川岸から川に落ちて流された事故の可能性が高いと判断しまし 「遺体に特異な損傷がなかったこと等の状況から、 しかし、 その後の報道では、 遺体に事件性をうかがわせるような特異な損傷はありませ 頭蓋骨が陥没し頭部及び頸部に骨折が見られたことが 事件又は事故のいずれか断定できなかっ 女子児童の直接 の死因

か 明らかになっている。 たとされる現場から遺体が発見された場所まで流された可能性が低いことは明らかであったはずである。 右について、政府は事実を確認したのかしなかったのか、 と判断していることは極めて不可解である。 これらは、 適正な検視を行っていれば見逃されるはずはなく、 また、 擦り傷等の状況を検視すれば、 秋田県警の対応は誤りだったのか誤りでな 「特異な損 女児が見 気傷がな 転落

た、 決を遅らせ、 0 秋田県公安委員会の通知書では、 「事件又は事故の 関係 地区の住民に対する聞き込みを行わなかったことをはっきりと認めている。 二人目の児童殺害に結びついた虞が強 いずれか断定できなかった」との記述と矛盾する対応であり、 秋田県警が女子児童の着衣等を女子児童の母親に引き渡したこと、ま V) この判断ミスが事件解 これは、 同通 知書中

かったのかを明らかにされたい。

かったのかを明らかにされたい。 右について、 政府は事実を確認したのかしなかったのか、 秋田県警の対応は誤りだったのか誤りでな

 \equiv かったことを認めている。 秋田県公安委員会の通知書では、 治安の悪化が指摘される中、 秋田県警が平成一一年に定めた基準どおりに巡回連絡を行っていな 秋田県警同様の職務懈怠は全国に蔓延している虞

がある。

かったのかを明らかにされたい。また、 右について、 政府は事実を確認したのかしなかったのか、 全国 の都道府県警で巡回連絡が基準どおりに実施されているか早 秋田県警の対応は誤りだったのか誤りでな

急に確認する必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

四

員会としては、反省点を今後の捜査にいかすよう、 捜査は必ずしも十分なものでなかったことは、反省すべき点であると考えております」、 本部の連続児童殺害事件捜査に係る重大な捜査ミス及び職務懈怠について、 きた可能性もあると考えると、 11 るが、 秋田県公安委員会の通知書は「事故の可能性が高いと判断したこと及びこうした判断の下で進められた 適切な捜査が行われ、 あまりにも安易な総括と言わざるを得ない。 早期に被疑者が特定されていれば、 秋田県警察を督励してまいります」と締めくくられて 第二の児童殺害は未然に防ぐことがで 政府は秋田県警に対してどの 以上を踏まえた上で秋田県警 「秋田県公安委

右質問する。

ような指導監督を行ったのか、

あるいは今後行っていくのか、

見解を示されたい。